

第11回富山県入札契約適正化検討委員会

日 時：平成30年3月28日（水）

午前9時15分～

場 所：県庁4階大会議室

1 開 会

2 議 題

一般競争入札における落札者決定方式の見直しについて（工事）

3 閉 会

一般競争入札における落札者決定方式の見直しについて（工事）

1 経緯

- ・会計検査院が入札制度を全国調査し、「総合評価落札方式と最低制限価格制度の併用はできない」との見解を明確に示し、平成29年9月に国交省に指摘
- ・同月、地方自治法を所管する総務省及び国交省より各都道府県に改善を求める通知を发出

※ 総合評価落札方式

価格と価格以外の要素（企業の技術力等）を総合的に評価して評価値の最も高い者を落札者とする落札方式

※ 最低制限価格制度

あらかじめ最低制限価格を設けて、これを下回る価格で入札した者は無条件に失格として落札者とししない制度

（会計検査院指摘のポイント）

価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式においては、その趣旨に鑑み、価格のみを考慮する最低制限価格制度を地方自治法施行令上、適用できない（＝併用不可）。

2 全国状況

- ・本県や石川、新潟をはじめ全国で21県が総合評価落札方式と最低制限価格制度を併用
- ・該当する全ての県が見直しを行う予定

3 見直し案

（1）考え方

工事に係る総合評価落札方式及び最低制限価格制度を、通知の中で示された改善例を参考に見直し

（なお、委託は一般競争入札（総合評価落札方式）を適用していないため見直し対象外）

（2）見直し内容

- 最低制限価格制度 → 廃止（対象：予定価格2,000万円以上～5,000万円未満）
- 総合評価落札方式 → 施工体制確認の項目を新たに追加

（現行制度との比較）

| 予定価格 | | 現 行 | 見直し案 |
|-------------------------|--------|----------------|-------------------------|
| 5,000万円以上 | 一般競争入札 | ○総合評価落札方式 | ○総合評価落札方式 + 新施工体制の確認 |
| 2,000万円以上 ～5,000万円未満 | | ○低入札価格調査制度 | |
| | | ○総合評価落札方式 | ○低入札価格調査制度 |
| | | ○最低制限価格制度 → 廃止 | |
| 2,000万円未満 | 指名競争入札 | ○最低制限価格制度 | ○最低制限価格制度 |

※ 低入札価格調査制度

入札価格が地方公共団体が定めた基準価格を下回った場合、入札者により契約が適正に履行されるかどうかを調査した上で当該入札者を落札者とししないことができる制度

(3) 総合評価落札方式に施工体制確認の項目を新たに追加（詳細）

- ・技術力の評価に施工体制評価点を新たに追加し、①品質確保の実効性、②施工体制確保の确实性の観点から評価を行う。
- ・評価点は①、②それぞれ0点/5点/15点で評価し、施工体制評価点の満点は30点とする。
- ・評価にあたっては、ヒアリング等による審査に基づき行う。

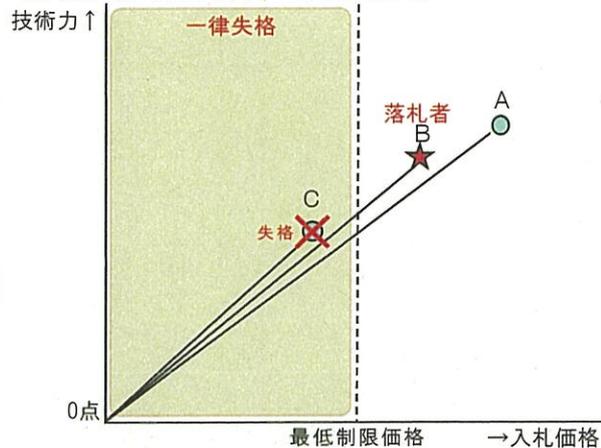
【総合評価の方法】

- ・下の計算式で求められる評価値（入札価格あたりの技術力）をもって行う。
- ・評価値が最高の者（⇒グラフの傾きが大きい者）が落札者となる。

<現行>

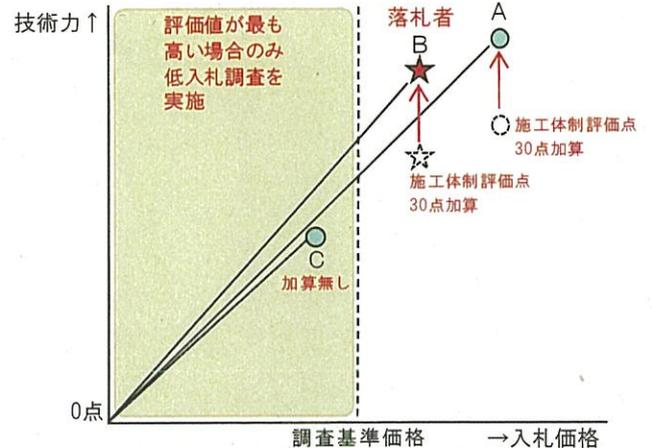
$$\text{評価値} = \frac{\text{技術力（技術評価点）}}{\text{入札価格}}$$

技術評価点への反映イメージ
（予定価格2,000万円～5,000万円）



<見直し案>

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術力（技術評価点+施工体制評価点）}}{\text{入札価格}}$$



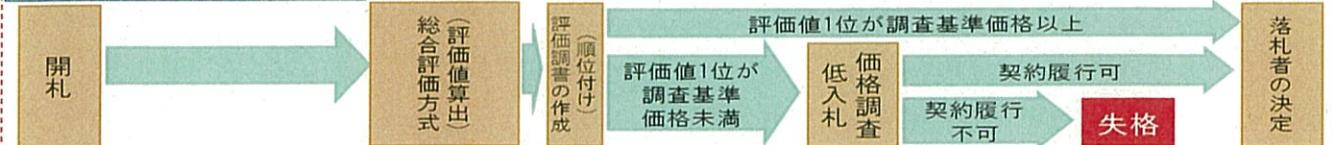
(4) 手続きの流れ

<現行>

2000万円以上5000万円未満（最低制限価格制度）

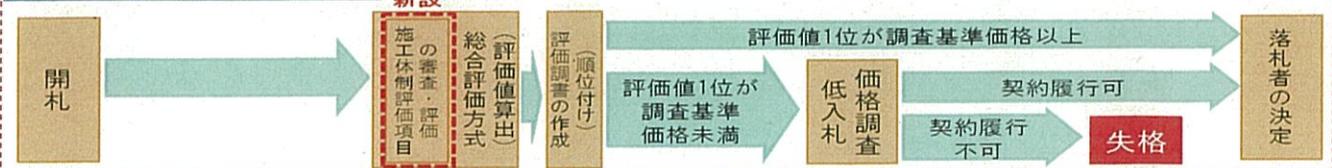


5000万円以上（低入札価格調査制度）



<見直し案>

2000万円以上（低入札価格調査制度）



4 今後の予定

4月1日以降の公告、指名通知から適用

第11回富山県入札契約適正化
検討委員会

< 資料編 >

総行行第214号
国土入企第23号
平成29年9月29日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
(市区町村担当課、契約担当課扱い)
各指定都市入札契約担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について

今般、総合評価落札方式による入札における落札者の決定について、会計検査院より、一部の地方公共団体において、最低制限価格の設定により、価格その他の条件が最も有利な者を、最低制限価格を下回る価格で入札したことをもって失格として排除していた事態が見受けられたことを踏まえ、地方公共団体による総合評価落札方式による入札が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に沿って適切に実施されるよう、指摘を受けたところです。

総合評価落札方式による入札には、地方自治法施行令上、最低制限価格を設定することができません。このため、下記のいずれかの措置等を講じることにより、ダンピング受注の防止を徹底していただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第20条第2項に基づき、要請します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

記

1. 低入札価格調査制度の活用及び価格による失格基準の導入

低入札価格調査制度の適切な活用を徹底することとし、その実施に当たっては、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保すること。価格による失格基準の設定に当たっては、「地方公共団体向け 総合評価実施マニュアル【改訂版】」（平成20年3月 国土交通省）を参考とすること。

なお、価格による失格基準の価格水準を調査基準価格と同額に設定することは、最低制限価格制度の適用と同義であることから行わないこととし、価格による失格基準と調査基準価格については、発注者の調査能力等に応じて、負担軽減にも配慮しつつ、適切な幅を設けること。

2. 施工体制確認型総合評価落札方式の導入

国土交通省直轄工事においては、工事の品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する総合評価落札方式として、「施工体制確認型総合評価落札方式」を導入し、ダンピング受注の防止を徹底しているところである。

(別添1)

総合評価落札方式の適用に当たっては、この取組も参考に、競争参加者の施工体制を適切に評価し、ダンピング受注の防止を徹底すること。

以上

総合評価方式の評価項目について

■ 評価項目

| 型式 | 標準型 | 簡易型 | |
|--------------------------------|-------|-------|-------|
| | | A | B |
| 施工に係る技術提案 | ● | | |
| 簡易な施工計画 | ○ | ● | |
| 企業の施工能力 (実績・成績・表彰・ISO・技術者数) | ● | ● | ● |
| 配置予定技術者の能力 (実績・成績・資格・CPD) | ● | ● | |
| 企業の地域性・社会性 (所在地・災害協定・除雪実績) | ● | ● | ● |
| 技術評価点 | 35→45 | 25→30 | 15→20 |

+

| | | | |
|------------|----|----|----|
| 品質確保の実効性 | ● | ● | ● |
| 施工体制確保の確実性 | ● | ● | ● |
| 施工体制評価点 | 30 | 30 | 30 |

項目毎に
各15点

新たに追加

●:必須項目、○:選択項目